

令和3年12月6日

府中市B & G海洋センターでの誤った利用料の徴収について

府中市総務部地域振興課

1 事実の概要

- 府中市B & G海洋センター（以下「海洋センター」という。）において、海洋センターの指定管理者である（一財）府中市まちづくり振興公社（以下「公社」という。）が、府中市体育施設設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に定められている利用料金の減免について、適切な処理を行っていなかったことが、本年11月に判明した。
- 本来、知的障害者福祉法による療育手帳等の交付を受けている者については市内外を問わず全員が減免の対象となるところ、府中市民のみを減免対象として取扱い、市外在住者からは利用料金を徴収していたもの。
- これら誤って徴収された利用料金は、全額が指定管理者である公社に納入されていた。

利用料金の減免の対象となる者からの誤徴収	14件	6,930円
合計	14件	6,930円

2 経緯

本年11月16日に、海洋センター利用者から本市に対して、海洋センターにおいて誤った徴収の疑義がある旨の連絡があり、同日、地域振興課から公社事務局に説明を求めた。

その後、公社事務局では事実関係を調査の上、11月17日に判明した事実を地域振興課に報告。

これを受け、地域振興課では報告内容の確認のほか、公社事務局、海洋センター職員へのヒアリングなどにより、事実の確認を行った。

3 原因

- 海洋センター職員が条例等の確認や市への相談を行わないまま、減免の対象は府中市民に限るという誤った認識のもとで事務処理を行っていたこと。
- 公社事務局及び市において、海洋センターの利用料金徴収の実情を把握・確認する機能が十分でなかったこと。

4 今後の対応

今回の事例は、本来減免すべき利用料金を減免せずに徴収していたものであるため、①過誤徴収されていた利用者には速やかな謝罪と返金を行うとともに、②再発防止に向け利用者に対して減免対象となる要件等の明示や正確な徴収のための業務改善に取り組む。

(1) 過誤徴収分への対応

公社において今回判明した誤徴収の対象者に対して、お詫び状の送付と返金手続きを速やかに行う。

なお、海洋センター利用の際に、利用者の住所・氏名等を把握できていないため、今回の調査により判明した事例以外にも誤って利用料金を徴収している可能性が否定できないことから、市ホームページや海洋センターへの掲示等により広く周知した上で、申し出があった場合には同様にお詫びと返金手続きを行う。

(2) 減免対象となる要件等の利用者への明示

利用料金の減免の対象となる要件等について、海洋センター窓口やホームページを通じて利用者に広く周知する。

なお、海洋センター及び公社のホームページにおいて、従前は「府中市内にお住いの身体障害者の方と付き添いの方は無料となります。」と誤った要件を掲載していたことから、既にホームページの修正を行っている。

(3) 市・公社事務局及び海洋センター職員の間での徴収手続の徹底・連携体制の改善

使用の申込みから徴収までの手続きを明確にしたマニュアルを作成し、関係者で確認・徹底するとともに、減免の適用状況について定期的に市や公社事務局において確認するなど連携を密にする。

本件の問い合わせ先

府中市総務部地域振興課

TEL 0847-43-7118

(一財)府中市まちづくり振興公社

TEL 0847-41-5055

<参考>

○府中市体育施設設置及び管理に関する条例

(使用料等の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、別に市長が定める範囲に従い、前条の利用料金を減免することができる。

別表

府中市B & G海洋センター利用料金

区 分		単 位	金 額
一般利用	高校生以上	1回	440円
	小・中学生	1回	330円
	幼児	1回	220円

※10月から翌年5月まで暖熱費110円を加算する。

○府中市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則

(使用料等の減免)

第3条 条例第11条の規定により使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減免することができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 使用料等を免除する場合

ア～イ 略

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、**知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による療育手帳**、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者福祉手帳又は戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による戦傷病者手帳の交付を受けている個人（以下「障害者等」という。）及びその介助者の利用並びに障害者等が入所する福祉法人等が主催する行事に使用するとき。この場合において、身体障害者福祉法における1級から4級まで及び知的障害者福祉法における、**㊸**、**A**、**㊹**の障害区分該当者1人につき介助者1人を同様に免除する。